

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

～ 申告と納付はお早めに ～

令和7年度の労働保険年度更新手続きは、
6月2日（月）～7月10日（木）です。

年度更新の申告書は、労働局や監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告可能です。

年度更新申告書は、労働局から5月末頃に発送予定です。

※電子申請は6月1日（日）から可能ですが、受付は6月2日（月）となります



労基署
だより

第188号
R7.5.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

熱中症による死亡災害のほとんどが「**初期症状の放置・対応の遅れ**」
死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策が必要です

◎**見つける** ⇒ ◎**判断する** ⇒ ◎**対処する**

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられます

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を**見つけた者**」がその旨を**報告するための体制整備**及び関係作業員への**周知**
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために**必要な措置の実施手順の作成**及び関係作業員への**周知**

※対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で**
連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業



管内の労働災害発生状況（確定値）

	令和4年	令和5年	令和6年
全産業	99	102 (1)	90 (3)
製造業	6	8	14 (1)
建設業	22	26	27 (1)
運輸交通業	3	1	5 (1)
商業	12	8 (1)	7
保健衛生業	19	24	22
接客娯楽業	5	5	5

※新型コロナ罹患者を除く。() は死亡者数。

「労災かくし」は犯罪です。
事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者が死亡傷病報告等を労働基準監督署に提出しなければなりません。
「労災かくし」とは、労働者死傷病報告を故意に提出しないこと、虚偽の内容を記載して提出することをいいます。

鹿児島労働局HP



鹿児島県最低賃金
1時間 **953円**
(R6.10.5～)

スタートアップ労働条件



・労務、安衛管理 WEB 診断
・働き方改革セルフチェック
・電子申請様式作成支援
・就業規則作成支援ツール